

第215期 定時株主総会招集ご通知

日時 2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

場所 大分市府内町3丁目4番1号
当行本店7階大会議室

郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2021年6月23日(水)
午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止への対応について

本株主総会につきましては、極力、書面(議決権行使書のご返送)やインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配付はいたしません。



感動を、シェアしたい。

大分銀行

証券コード：8392



男池湧水群(大分県由布市阿蘇野)

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

経営理念

『地域社会の繁栄に貢献するため銀行業務を通じ最善をつくす』

ブランドスローガン

『感動を、
シェアしたい。』

当行の経営理念は、「社会における役割・責任・目標、そして共通の価値観」を明示しており、行員一人一人がこの使命を銘記し、銀行業務を全力で遂行してまいります。また、経営理念にうたわれた使命を達成するために、地域の皆さまと一緒にあって地域社会の発展に寄与するとともに、お客さまに満足していただけるサービスをお届けするという目標に向かって前進してまいります。

INDEX

■ 第215期定時株主総会招集ご通知	1	第7号議案	取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定、新株予約権付与の件	25
インターネット等による議決権行使のご案内	3	■ 事業報告		29
■ 株主総会参考書類	5	■ 計算書類		49
第1号議案 剰余金処分の件	5	■ 監査報告書		53
第2号議案 定款変更の件	6	SDGsについて		59
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	14	Q & A		61
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	19	株主総会会場ご案内図		
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件	24			
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	25			

■ ごあいさつ



株主の皆さま方には、平素より大分銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

皆さまには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会生活や経済活動に影響を受けられていることに心よりお見舞い申し上げます。

ここに、第215期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

地域社会は人口減少や高齢化が想定以上に進むなか、ITやデジタル化による社会・産業構造の変化に影響を受けています。加えて今回のコロナ禍はウィズコロナ、アフターコロナと言われるように産業の在り方や働き方に大きな変化をもたらすことも想定されています。

当行はこの4月より地域と当行の存続を図っていくために新たに10年後を見据えた長期ビジョンと3年を期間とする中期経営計画2021を策定しスタートさせました。長期ビジョンは「地域の持続可能性を高める価値創造カンパニー」とし、中期経営計画は「未来を見据えた変革への挑戦」を基本テーマとしています。当行グループで結集して顧客、経済、社会、環境の4つの価値創造に取り組み地域の存続を図っていくとともに当行の体質の強化と新たなビジネス創造に取り組んでいきます。共存共栄を図るCSVの更なる進化と企業の社会性であるSDGsの実践に取り組んでいく所存です。

株主の皆さま方には当行の取り組みに対しましてなご一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上

2021年6月

取締役頭取

後藤 富一郎

招集ご通知

証券コード 8392
2021年6月2日

株 主 各 位

大分市府内町3丁目4番1号
株式会社大分銀行
取締役頭取 後藤富一郎

第215期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第215期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を実施した上で、開催させていただくこととしました。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面（議決権行使書のご返送）やインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月23日（水曜日）午後5時30分**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2.場 所 大分市府内町3丁目4番1号 当行本店7階大会議室

3.目的事項

- 報告事項 1. 第215期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第215期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定、新株予約権付与の件

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2021年6月24日(木)
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2021年6月23日(水)
午後5時30分到着分まで

インターネット



後記（3頁～4頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限
2021年6月23日(水)
午後5時30分送信分まで

詳細は3頁～4頁をご覧ください。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) 当行の新株予約権等に関する事項 | (5) 親会社等との間の取引に関する事項 |
| (2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | (6) 会計参与に関する事項 |
| (3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | (7) その他 |
| (4) 特定完全子会社に関する事項 | |

2. 計算書類等

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 株主資本等変動計算書 | (3) 連結株主資本等変動計算書 |
| (2) 個別注記表 | (4) 連結注記表 |

したがって、本招集ご通知の添付資料は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。



当行ホームページ
アドレス

<https://www.oitabank.co.jp/kabunushi/kabusiki/soukai/>



当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主さまにおかれましては軽装(クールビズ)にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2021年6月23日（水）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶

<https://www.e-sokai.jp>



！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人

日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

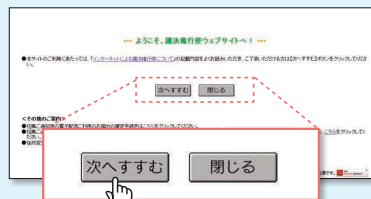
 0120-707-743

受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）



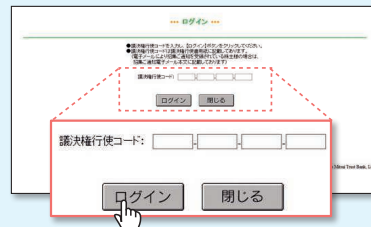
「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトアクセス



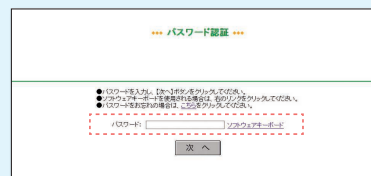
「次へ進む」をクリック

ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

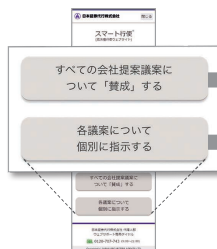
※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当行は、長期的かつ安定的な経営基盤の強化と内部留保の充実による財務体質の強化に努めており、安定配当を継続実施していくことを利益配分の基本方針としております。

この方針のもと、第215期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案のうえ、1株につき40円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき40円と合わせ、年間の配当金は1株あたり80円となります。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

	当行普通株式	1株につき	金 40円
1	総額		629,818,000円（自己株式は除く）
	これにより、中間配当金を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき 金 80円となります。		

2 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月25日(金)

2. 剰余金の処分にに関する事項

1	増加する剰余金の項目およびその額
	別途積立金 2,500,000,000円

2	減少する剰余金の項目およびその額
	繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 定款変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会における議決権を付与することや、監査等委員会の意見陳述権の行使等により、コーポレートガバナンスの充実を図ると共に、更なる企業価値向上を図りたく、平成27年5月1日施行の改正会社法により創設された監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。つきましては、当行定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。
- (2) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第12条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>12</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2 当銀行の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」と言う。）は、6名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	<u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
<u>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した<u>取締役</u>の任期の満了する時までとする。</u>	<u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
2 取締役会は、<u>取締役の内から</u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3 <u>取締役会長は、取締役会を主宰する。</u> 4 <u>取締役頭取は、取締役会の決議に従い行務を統轄する。</u> 5 <u>取締役頭取に差支えがあるときは、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役の順序によりその任務を代行する。</u> (取締役会の招集者) 第25条 取締役会は、<u>取締役会長が招集して、その議長となる。</u> 2 <u>取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役頭取がこれにあたり、取締役頭取事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> (取締役会の招集手続) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の<u>5日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 取締役会は、<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (削除) (削除) (削除) (取締役会の招集者) 第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集して、その議長となる。</u> (削除) (取締役会の招集手続) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の<u>3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 取締役会は、<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法等) 第27条 (条文省略) 2 当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) 第28条～第29条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と言う。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の決議方法等) 第27条 (現行どおり) 2 当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第28条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第29条～第30条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と言う。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(取締役の責任限定契約) 第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第32条 当銀行は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (監査役の員数) 第33条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u> (監査役の選任) 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第33条 当銀行は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	
第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(削除)
2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u>	
第36条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集手続)</u>	
第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>	<u>(監査等委員会の招集手続)</u> 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2 <u>監査役会</u>は、<u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (<u>監査役会の決議</u>) 第38条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>監査役</u>の過半数をもってこれを行う。 (<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (<u>監査役会規程</u>) 第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (<u>監査役の報酬等</u>) 第41条 <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。 (<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第42条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	2 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (<u>監査等委員会の決議</u>) 第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u> (<u>監査等委員会の議事録</u>) 第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (<u>監査等委員会規程</u>) 第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第43条～第45条 (条文省略)	第38条～第40条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第47条～第50条 (条文省略)	第42条～第45条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第215期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案「定款変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役姫野昌治氏、後藤富一郎氏、武島正幸氏、高橋靖英氏、岡松伸彦氏、大崎美泉氏、山本章子氏は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役菊口邦弘氏は2021年6月14日をもって辞任されますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	ご 後 とう 藤 とみ いち ろう 富 一 郎 	取締役頭取（代表取締役）
2	たけ 武 しま 島 まさ 正 ゆき 幸 	常務取締役
3	たか 高 はし 橋 やす 靖 ひで 英 	常務取締役
4	おか 岡 まつ 松 のぶ 伸 ひこ 彦 	常務取締役
5	しも の むら 下 ノ 村 ひろ 宏 あき 昭 	執行役員 市場金融部長
6	やま 山 もと 本 あ き こ 子    	社外取締役

 …監査等委員でない新任取締役候補者

 …再任取締役候補者

 …社外取締役候補者

 …証券取引所届出独立役員



■ 所有する当行の株式数
1,966株

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) **8年**

1 後 藤 富 一 郎

1955年5月5日生

再任

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月	大分銀行入行	2015年 6 月	専務取締役 経営戦略本部長 (執行役員兼務)
2008年 3 月	公務・地域振興部長		
2009年10月	営業企画部長		
2010年 6 月	常勤監査役		
2013年 6 月	常務取締役	2016年 4 月	取締役頭取 (執行役員兼務)
2014年 4 月	常務取締役 経営戦略本部長		(代表取締役)
2014年 6 月	常務取締役 経営戦略本部長 (執行役員兼務)		現在に至る

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要について

当行において、経営企画、営業企画、人事等の担当役員および監査役を歴任し、2016年からは頭取を務めております。

経営管理を適切に統括する資質・実績を有しており、長年培われてきた十分なる知見と豊富な経験を活かし、今後も当行の業績向上に貢献することが期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 所有する当行の株式数
1,774株

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) **2年**

2 武 島 正 幸

1960年6月14日生

再任

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	大分銀行入行	2012年 6 月	審査部長
2004年 4 月	企業サポート部	2014年 4 月	融資部長
	企業サポート	2014年 6 月	執行役員別府支店長
	第一グループ推進役	2016年 6 月	常務執行役員 本店営業部長
2007年 4 月	与信管理部 企業サポートグループ 推進役	2019年 6 月	常務取締役営業統括 副本部長 (執行役員兼務)
2007年 6 月	津留支店長		現在に至る
2009年 3 月	中島支店長		
2011年 6 月	西新町支店長		

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要について

当行において、融資部長として本部での業務執行管理の経験に加え、営業店での支店長経験も豊富で、2019年からは常務取締役営業統括副本部長を務めております。

経営管理を適切に統括する資質・実績を有しており、長年培われてきた十分なる知見と豊富な経験を活かし、今後も当行の業績向上に貢献することが期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 所有する当行の株式数
1,292株

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) **4年**

取締役候補者と
した理由および
期待される役割
の概要について

3 高橋 靖英

1963年1月18日生

再任

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	大分銀行入行	2017年 6 月	取締役総合企画部長 兼収益管理室長
2005年 8 月	えのくま支店長		(執行役員兼務)
2009年 6 月	博多支店長	2019年 6 月	常務取締役経営戦略 本部長
2010年 4 月	総合企画部推進役		(執行役員兼務)
2011年 6 月	総合企画部副部長		現在に至る
2012年 6 月	営業企画部長		
2014年 4 月	営業戦略部長		
2015年 6 月	執行役員総合企画部長		
2016年 6 月	執行役員総合企画部長 兼収益管理室長		

当行において、営業戦略部長、総合企画部長兼収益管理室長を歴任し、諸課題に対する洞察力、高い識見と豊富な経験を有しております。また、2019年からは常務取締役経営戦略本部長を務めております。経営管理を適切に統括する資質・実績を有しており、長年培われてきた十分な知見と豊富な経験を活かし、今後も当行の業績向上に貢献することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
2,336株

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) **1年**

取締役候補者と
した理由および
期待される役割
の概要について

4 岡松 伸彦

1961年6月22日生

再任

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	大分銀行入行
2005年12月	犬飼支店長
2007年 6 月	人事部人事役
2011年 3 月	津久見支店長
2013年 6 月	日田支店長
2015年 6 月	執行役員中津支店長
2017年 6 月	常務執行役員別府支店長
2019年 6 月	常務執行役員本店営業部長
2020年 6 月	常務取締役 (執行役員兼務)
	現在に至る

当行において、人財開発部等本部での業務執行管理の経験に加え、津久見支店長、日田支店長、中津支店長、別府支店長等を歴任する等、県内主要地域での支店長経験も豊富で、2019年より常務執行役員本店営業部長を務めておりました。経営管理を適切に統括する資質・実績を有しており、長年営業店で培ってきた知見と経験を活かし、今後も当行の業績向上に貢献することが期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
3,428株

取締役候補者として
理由および
期待される役割
の概要について

5 下ノ村 宏 昭

1962年8月7日生

新任

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	大分銀行入行	2013年 8 月	南支店長
2007年 4 月	本店営業部 法人営業 2 課長	2015年 6 月	融資部長
2008年 3 月	湯布院支店長	2017年 6 月	執行役員 市場金融部長
2011年 6 月	中島支店長		現在に至る

当行において南支店長、融資部長、市場金融部長を歴任し、豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しております。また、2017年より執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。経営管理を適切に統括する資質・実績を有しており、長年営業店で培ってきた知見と経験を活かし、今後も当行の業績向上に貢献することが期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 所有する当行の株式数
183株

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) **1**年

社外取締役候補者として
理由および
期待される役割
の概要について

6 山 本 章 子

1958年7月20日生

再任

社外

独立

女性

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	大分県庁入庁	(重要な兼職の状況)
2013年 4 月	生活環境部 地球環境対策課長	学校法人道德学園理事
2014年 4 月	同部 生活環境企画課長	
2015年 5 月	同部 参事監兼生活環境企画課長	
2016年 1 月	東部振興局長	
2018年 4 月	生活環境部長	
2019年 3 月	大分県庁退職	
2020年 5 月	学校法人道德学園理事	
2020年 6 月	大分銀行社外取締役	
	現在に至る	

会社経営に関与したことはありませんが、これまでの長年にわたる地方行政等の経験や実績を高く評価し、その十分なる知見により、当行の経営全般を俯瞰する立場から、当行が抱える課題の本質を把握し、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに期待できる人物と判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本章子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山本章子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 山本章子氏個人および山本章子氏が理事を務める学校法人道德学園との取引について
- ・山本章子氏個人と当行グループの間には通常の銀行取引がございます。
 - ・山本章子氏が理事を務める学校法人道德学園と当行グループとは通常の銀行取引はございますが、それぞれがコントロールを受け得る状況ではなく、独立性に関して懸念はないと判断しております。
5. 当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は、山本章子氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された場合は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
6. 当行は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約により補填することとしております。被保険者の保険料負担割合は1割であり、故意または無過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されない等の免責事由がございます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役相良雅幸氏、岡村邦彦氏、河野光雄氏は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となります。監査役木許禎氏は2021年6月23日をもって辞任されますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は第2号議案「定款変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	さがらまさ ゆき 相 良 雅 幸	新任 常勤監査役
2	ひらかわ ひろ ゆき 平 川 浩 行	新任
3	おおさき よし み 大 崎 美 泉	新任 社外 独立 社外取締役
4	かわの みつ お 河 野 光 雄	新任 社外 独立 社外監査役
5	おおろ さ ち こ 大 呂 紗 智 子	新任 社外 独立 女性 補欠監査役
新任	…監査等委員としての新任取締役候補者	
社外	…社外取締役候補者	
独立	…証券取引所届出独立役員	



■ 所有する当行の株式数
926株

■ 監査役在任年数
(本総会終結時) **1**年

取締役候補者と
した理由および
期待される役割
の概要について

1 相良 雅幸 さがら まさ ゆき 1959年3月27日生

新任

■ 略歴・地位および重要な兼職の状況

1982年 4 月	日本銀行入行	2015年 6 月	大分銀行入行
2000年 7 月	審査局調査役	2015年 6 月	執行役員監査部長
2003年 7 月	審査局企画役	2017年 6 月	執行役員リスク統括部長
2011年 5 月	金融機構局参事役	2020年 6 月	常勤監査役
2011年11月	金融機構局上席審査役		現在に至る
2012年 5 月	日本銀行前橋支店長		
2014年 5 月	検査室検査役		
2015年 5 月	日本銀行退職		

日本銀行において審査局、金融機構局、支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性ならびに豊富な知識と実務経験を有するほか、2015年から当行執行役員として監査部長、リスク統括部長として当行の内部監査やリスク管理全般に携わった豊富な経験と高い識見に加え、2020年からは常勤監査役を務め、その職務を適切に果たしております。これまでの知識や経験を活かし、取締役の職務執行の監査・監督を的確かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
400株

取締役候補者と
した理由および
期待される役割
の概要について

2 平川 浩行 ひら かわ ひろ ゆき 1963年8月30日生

新任

■ 略歴・地位および重要な兼職の状況

1986年 4 月	大分銀行入行	2018年 7 月	府内産業株式会社 代表取締役社長
2006年 8 月	東京支店副支店長		
2009年 3 月	津留支店長	2018年 7 月	株式会社オーイー シー 社外監査役
2012年 6 月	総合企画部副部長		現在に至る
2015年 6 月	営業戦略部長		
2016年 6 月	小倉支店長		

当行において総合企画部副部長、営業戦略部長、小倉支店長を歴任し、豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しております。また、2018年より府内産業株式会社の代表取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
597株

■ 取締役在任年数 **3年**
(本総会終結時)

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割の
概要について

3 おお さき よしみ **大崎 美 泉** 1954年10月20日生

新任 社外 独立

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月	別府大学専任講師	(重要な兼職の状況)
1987年 4 月	大分大学経済学部助教授	国立大学法人 大分大学
1995年10月	大分大学経済学部教授	副学長兼医学部教授
2013年10月	大分大学広報戦略担当学長補佐 (至2015年9月)	
2016年 8 月	大分大学経済学部学部長	
2018年 6 月	大分銀行社外取締役	
2019年10月	大分大学副学長 (理事)	
2021年 5 月	大分大学副学長兼医学部教授 (理事退任)	
	現在に至る	

国立大学法人 大分大学の副学長としての幅広い経験と同大学 経済学部教授や学部長を歴任した高い学識を有するほか、2018年より当行社外取締役に就任しており、経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督を行うなど、その役割を十分に果たしております。これまで会社経営に直接関与したことはありませんが、学識経験者として専門的な知識や経験を活かし、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

なお、同氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。



■ 所有する当行の株式数
0株

■ 監査役在任年数
(本総会終結時) **2年**

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割の
概要について

4 かわ の みつ お 河野光雄

1952年2月9日生

新任 社外 独立

■ 略歴・地位および重要な兼職の状況

1981年 3 月	公認会計士登録	2019年 6 月	大分銀行
1986年 8 月	河野公認会計士 事務所開設		社外監査役 現在に至る
1987年 3 月	税理士登録	(重要な兼職の状況)	
2016年 6 月	大分銀行 補欠監査役	公認会計士 河野公認会計士事務所 株式会社ジョイフル社外監査役	

これまで企業経営に直接関与された経験はありませんが、2019年より
当行社外監査役に就任しており、公正中立の立場から適切な意見をい
ただいております。

公認会計士としての専門的知識と財務および会計に関する豊富な知見
を有しており、その知識や経験を活かし、経営から独立した立場で取
締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判
断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

なお、同氏の社外監査役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもっ
て2年となります。



■ 所有する当行の株式数
0株

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割の
概要について

5 おお ろ さ ち こ 大呂紗智子

1978年1月20日生

新任 社外 独立 女性

■ 略歴・地位および重要な兼職の状況

2001年 4 月	農林水産省入省	2019年 6 月	大分銀行
2003年 3 月	同省退職		補欠監査役 現在に至る
2010年12月	大分県弁護士会に 弁護士登録	(重要な兼職の状況)	
2010年12月	弁護士法人アゴラ勤務	弁護士	
2014年11月	特定非営利活動法人 おおいた子ども支援 ネット理事		

弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有しており
ます。これまで会社経営に直接関与された経験はありませんが、これ
まで培われた知識や経験を活かし、経営から独立した立場で取締役会
の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判断し、
監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大崎美泉氏、河野光雄氏、大呂紗智子氏は社外取締役候補者であります。
3. 大崎美泉氏、河野光雄氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める独立役員として届け出ております。また、大呂紗智子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 大崎美泉氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年、河野光雄氏は社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年、大呂紗智子氏は補欠監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 大崎美泉氏個人および大崎美泉氏が理事を務める国立大学法人大分大学との取引について
- ・大崎美泉氏個人と当行グループの間には通常の銀行取引がございます。
 - ・大崎美泉氏が副学長兼医学部教授を務める国立大学法人大分大学と当行グループとは通常の銀行取引はございますが、それぞれがコントロールを受け得る状況ではなく、独立性に関して懸念はないと判断しております。
6. 河野光雄氏個人および河野光雄氏が経営する河野公認会計士事務所、監査役を務める株式会社ジョイフルとの取引について
- ・河野光雄氏個人と当行グループの間には通常の銀行取引がございます。
 - ・河野光雄氏が経営する河野公認会計士事務所へ当行グループより原稿料等の支払いはございますが少額でございます。当行グループとの間に顧問契約もなく、独立性に関して懸念はないと判断しております。
 - ・河野光雄氏が社外監査役を務める株式会社ジョイフルと当行グループには通常の銀行取引はございますが、それぞれがコントロールを受け得る状況ではなく、独立性に関して懸念はないと判断しております。
7. 大呂紗智子氏個人および大呂紗智子氏が勤務する弁護士法人アゴラ、理事を務める特定非営利活動法人おいた子ども支援ネットとの取引について
- ・大呂紗智子氏個人と当行グループの間には通常の銀行取引がございます。
 - ・大呂紗智子氏が勤務する弁護士法人アゴラ、理事を務める特定非営利活動法人おいた子ども支援ネットと当行グループの間には通常の銀行取引がございますが、顧問契約はございません。それぞれがコントロールを受け得る状況ではなく、独立性に関して懸念はないと判断しております。
8. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は、大崎美泉氏、河野光雄氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、両氏が選任された場合は、当行は両氏との当該契約を継続する予定であります。また、大呂紗智子氏が選任された場合は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
9. 当行は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約により補填することとしております。被保険者の保険料負担割合は1割であり、故意または無過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されない等の免責事由がございます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当行は第2号議案「定款変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告43頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当行の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は第2号議案「定款変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額80百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定、新株予約権付与の件

当行の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会において、賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただき今日に至っておりますが、当行は第2号議案「定款変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、第5号議案による取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額「年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）」とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額70百万円以内」の範囲で割り当てることとさせていただきますと存じます。

また、本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な

内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストックオプションの制度を継続すべく、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いしたいと存じます。

具体的な報酬等の額については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

各取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する支給時期、配分等は、取締役会の決議とさせていただきますと存じます。

現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は6名であります。第2号議案「定款変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案とおりの承認可決されまると、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

新株予約権の内容および新株予約権の付与を相当とする理由は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 3,500個を1年間の上限とする。

目的となる株式の種類 当行普通株式35,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

なお、当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定した価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払い込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

⑤新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、上記④の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当行と新株予約権者が個別に締結する新株予約権割当契約書に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は相続承継人となることができない。

（イ）相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

（ロ）相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

（ハ）相続承継人は、上記④の期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得に関する事項

イ. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑤の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑧その他新株予約権の内容

上記①から⑦の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

(2) 新株予約権の付与を相当とする理由

当行の「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」に基づき、中長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けをより高めると共に、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的として、取締役に対するストックオプションを付与するものであります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.2%（10年間に亘り、上限に相当する数の本新株予約権を付与し、全ての新株予約権が行使された場合の発行済株式総数に占める割合は2.2%）と、その希薄化率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

さらに、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告43頁に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針につき、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、必要かつ相当な内容であると判断しております。

以 上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 銀行の主要な事業内容

当行は、大分県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・事業承継・M&A・海外進出等の支援を中心とするソリューション業務にも積極的に取り組んでおります。

② 金融経済環境

【国内】2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から年度前半は極めて厳しい状況が続きました。後半も厳しい状況が続いたものの、年度末にかけては持ち直しました。個人消費と生産活動は年度前半に減少しましたが、後半は徐々に持ち直しました。また、公共投資は復旧工事や国土強靱化関連工事により緩やかに増加しました。設備投資と住宅投資は年度前半に弱さがみられましたが、後半は下げ止まりました。有効求人倍率も年度前半に低下が続きましたが、後半は経済活動の持ち直しに伴う求人数の増加を背景に下げ止まりました。先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響がしだいに和らいでいくにつれ、改善基調を辿ることが見込まれます。

【県内】県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から年度前半は厳しい状況が続きましたが、後半は波を伴いつつも緩やかに持ち直しました。設備投資は、製造業・非製造業ともに減少しました。生産活動は年度前半に鉄鋼業や自動車関連産業を中心に弱い動きとなりましたが、後半は自動車関連産業の回復に伴い、緩やかに持ち直しました。個人消費は一部で巣ごもり需要がみられた一方、「三密」を避ける消費行動が強まり、総じて弱い動きが続きましたが、年度末は緩やかに持ち直しました。住宅投資は、持家や貸家、分譲マンションの着工減少により、やや弱い動きとなりました。観光は新型コロナウイルス感染症の影響により年度を通じて厳しい状況が続きました。有効求人倍率は年度前半に低下が続いたものの、後半は下げ止まり、高めの水準を維持しました。公共投資は豪雨災害からの復旧工事などにより堅調に推移しました。

③ 事業の経過及び成果

以上のような経営環境の中、引き続き経営内容の充実に努め、地域のお客さまのご期待にお応えするため、当行が実施しました主な施策は次のとおりです。

事業の経過

●経営管理組織、体制の整備等

当行では、経営理念の実践のために、2011年に地域密着化戦略に基づく期間10年の長期経営計画を策定し、「商人の心が溢れ、地域社会の発展に貢献する絶大な存在感を持った銀行」を目指して、4次に亘る中期経営計画を組成し取り組んでまいりました。直近の2019年度からの2年間ににおいては、その最終ステップとして、基本方針を「CSV（※）の進化」と定めた「中期経営計画2019」に取り組んでまいりました。営業店毎のビジョンや行動プロセス変革の取組みなどの各施策に一貫して取り組み、次代につながる相応の成果と土台作りが出来たと考えております。

（※）Creating Shared Value：地域と当行の共有価値の創造

2021年度からの、新たな「中期経営計画2021」の策定にあたり、不確実性の高い環境下において、地域・当行の持続可能性を高めていくために、10年後を見据えた姿として「地域の持続可能性を高める価値創造カンパニー」を新たに長期ビジョンとして掲げました。当行グループ体となって「顧客・経済・社会・環境」の4つの価値の創造に取り組み、地域のエコシステムを構築し地域価値を創造しながら、地域と当行の共存と、持続可能性を追求する新たなCSVの創造を目指します。

そのうえで、「中期経営計画2021」は、長期ビジョン実現に向けたファーストステップと位置づけ、「未来を見据えた変革への挑戦」を基本テーマに、「地域特性を踏まえた金融・非金融サービスの提供」を図る基本戦略と「SDGsを羅針盤とした新たなビジネスモデルへの挑戦」を図るビジョン戦略の2軸で戦略を展開してまいります。足元では、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、地域経済への影響が長期化しており、基本戦略「地域特性を踏まえた金融・非金融サービスの提供」に基づく施策展開を中心に、引き続き地域のお客さま支援と地域課題の解決を通じたCSVの継続的進化に取り組んでまいります。加えて、厳しい経営環境の中で地域と当行の持続可能性を高めていくため、生産性向上による経営体質の強化（一人あたり収益性の拡大）に継続して取り組みながら、並行してビジョン戦略「SDGsを羅針盤とした新たなビジネスモデルへの挑戦」に基づき、新たなビジネスの創出と、それを実現する人財の確保・育成に注力してまいります。

●新商品・サービス等

＜個人のお客さまに対する取組み＞

個人のお客さま向けの商品としまして、46歳から50歳の住宅ローンご利用のお客さまががんに罹患した際の保障が付いた「がん団信」の取扱いを開始いたしました。また、当行タブレット端末から住宅ローンの「電子契約」が可能となり、お客さまが契約書に記入する負担の軽減に努めました。2020年11月には、60歳以上のお客さまを対象としたリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース60」の取扱いを開始いたしました。

2020年10月に弥生㈱、2021年2月に㈱ミロク情報サービス、3月にソリマチ

(株)との参照系オープンAPI連携を開始し、お客さまがインターネットバンキングログインIDとログインパスワードを入力することなく、当行口座の残高情報及び入出金情報を自動連携できるようになり、より安全かつ安定的に各サービスをご利用いただけるようになりました。今後も、お客さまに対し付加価値の高い金融サービスを提供するため、電子決済等代行業者をはじめとする外部機関と様々な連携及び協働に努めてまいります。

個人向けインターネットバンキングサービス「おおいたぎんこうダイレクト」におけるお手続きにおいて、お客さまの利便性向上及びセキュリティ強化のため、届出電話番号を活用した本人認証を追加いたしました。本人認証を強化することにより、従来銀行窓口で書面をご提出いただいていた一部のお手続きにおいて、オンラインでのお手続きが可能となり、ご来店いただくことなくスピーディーにお手続きいただけるようになりました。

＜事業者のお客さまに対する取組み＞

(ビジネスマッチング、私募債等)

事業者のお客さまへのご支援の一環として、2020年10月より開催された「地銀フードセレクト2020データベース商談会」に参加し、販路拡大を目指すお取引先に出店いただきました。「地銀フードセレクト」は地方銀行のお取引先を参加対象とし、地方銀行とリッキービジネスソリューション(株)が共同で開催する「食の商談会」であり、当行は今回で4回目の参加となりました。コロナ禍においてオンラインでの開催となりましたが、複数の成約事例も見られ、お取引先の販路開拓・販路拡大ニーズに貢献することができました。また、お取引先同士のマッチングの場として、個社別の商談会も開催いたしました。また、私募債については、SDGs寄付型私募債の寄付先として従来の学校等や医療機関等に加え、新たに「SDGs達成に資する取組みを行っている非営利目的の法人等」を追加いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた事業者の皆さま向け融資商品「観光応援ファンド(コロナウイルス対策サポート)」につきましては、名称を「災害復興応援ファンド」に変更し、引き続きサポートを継続しております。

(他金融機関との連携)

2021年3月、政府系金融機関との協調融資の強化、地域でのSDGs推進、お客さまの利便性向上を目的として(株)日本政策金融公庫と「SDGs推進等の連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。また、同じく2021年3月、(株)商工組合中央金庫と「シンジケートローン」「事業再生・経営改善」「国際業務」「為替リスクヘッジ」の4分野において業務協力契約を締結いたしました。今後は「地域金融機関」と「公的金融機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、従来以上に連携を強化することで相乗効果を発揮し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

(グローバル関連)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、グローバルな展開を検討されるお客さまにも多大な影響が懸念される中、アフターコロナを見据え、国際営業室ではアジアを中心に業務提携などでネットワークを広げております。またベト

ナム籍行員を採用するなどお客さまのベトナムへのニーズに応えられる体制の構築に取り組んでおり、ベトナムへの販路拡大を目的としたお客さま支援として2020年12月から4か月間、大分市と共催で「ベトナムオンライン商談会」を開催いたしました。加えて2021年3月には高い経済成長率が続くベトナム・ミャンマーにフォーカスをあて『「大分銀行 海外オンラインセミナー」～アフターコロナのベトナム・ミャンマービジネス～』を開催いたしました。

（コンサルティング）

事業者のお客さま向けサービスとして、コロナ禍でのテレワークや働き方改革、生産性向上等のニーズに対して、間接業務の効率化を図るクラウドサービス「大分銀行with会計フリー」「人事労務フリー」（連携企業：freee(株)、間接業務の自動化を図る「RPA（Winactor）」（連携企業：(株)エヌ・ティ・ティ・データ九州、(株)オーイーシー、(株)パソナ）、申請・承認プロセスの効率化・ペーパーレス化を図る「クラウドワークフローシステム（承認Time）」（連携企業：SBIビジネス・ソリューションズ(株)、(株)オーイーシー）を活用したIT化支援を実施しております。また、コロナ禍の中、新たな資金調達や商品・サービス等のプロモーションやテストマーケティング、社会・地域の課題解決手段として、クラウドファンディング（連携企業：大分合同新聞社、ミュージックセキュリティーズ(株)）を活用した取組支援を実施しております。

＜地方創生・地域活性化への取組み＞

地域創造部を所管部として、県内地方公共団体との連携・観光振興・PPP／PFI組成支援・一次産業振興支援・空き家活用・社会貢献等の各種施策を実施しております。

また、当行グループメンバーで構成した「地方創生プロジェクトチーム」が中心となって、県内18地方公共団体との「地域創造連携協力協定」に基づき、地域の抱える課題の解決策の検討・実施に取り組んでおります。連携協定においては、県内4大学、(株)三菱UFJ銀行・(株)宮崎銀行・明治安田生命保険相互会社と地方創生にかかる連携協定を締結し、それぞれの強みやノウハウを活かしながら、相互の発展や地域活性化に貢献できる取組みを推進しております。2020年12月には、全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部と『健康経営の普及促進に向けた相互協力・連携に関する連携協定』を締結し、協会けんぽの加入事業者及び県内企業・事業者への健康経営の普及促進と健康増進・健康寿命の延伸を図ってまいります。

このほか、地方創生のプラットフォームとして当行が設立支援した地域商社「Oita Made(株)」を通じ、地域産品開発・販売、観光まちづくり等の地域活性化に資する活動をサポートしております。これからも当行ネットワークを活用し、『大分ならではの』の特徴的な商品を取り扱っておられる事業者の方々や将来的なお取引先の経営・金融支援につなげるとともに、新たな地域産品の開発に尽力してまいります。

また、地域課題解決に資する新たな事業創出提案を行うことで、産業・観光振興の分野を中心に地域社会・経済の維持・発展に資する多面的な取組みを継続してまいります。

社会貢献関連では、芸術文化面で、ウェンズデイコンサートに加え、日中のクラシックコンサートとは雰囲気を変えたナイトコンサートを開催いたしました。また、若い世代に発表の機会を提供する学生応援コンサートに取り組んでおります。本店2F画廊フロア、本店北側ロビー展の開催も継続し地元芸術家の支援と地域の皆さまに近い距離で芸術に触れる機会を提供してまいりました。社会福祉面では、当行が設立支援した地域商社「Oita Made(株)」と連携し障がい者アートの商業化を推進し、クリスマス商品、季節菓子の商品化を実現いたしました。

今後も、働きがいのある仕事の提供を通じ、SDGsの達成に主体的に貢献してまいります。

●店舗等

営業店舗につきましては、お客さまニーズや地域特性、店舗特性に応じて「出店」「移転」「建替え」「統廃合」「店舗機能見直し」等の店舗施策を随時実施しております。

2020年度につきましては、2020年11月に大分駅前支店をソーリン支店へ、東支店を本店営業部へ、2021年1月に滝尾支店を下郡支店へ、それぞれ店舗内店舗方式(※)にて移転統合をいたしました。2021年3月末の店舗数は93店舗(本支店87カ店、出張所6カ店)、店舗外ATM等設置箇所は129カ所(140台)となっております。

(※) 店舗内店舗方式とは、複数の店舗を一つの店舗内で営業する方式のことであり、実施後も店舗数に変更はありません。

2021年度の店舗計画としましては、2021年5月に鶴居支店を中津支店へ、若宮支店を日田支店へ、2021年9月に佐伯長島支店を佐伯支店へそれぞれ店舗内店舗方式にて移転統合する予定としております。引き続き店舗内店舗方式にて移転統合を進めていく方針ではございますが、店舗機能の向上を目的に鶴崎支店(2022年1月頃)、下郡支店(2022年2月頃)の2店舗のリニューアルオープンを予定しております。また、個人のライフステージに応じたきめ細やかなコンサルティングサービスを提供する個人専門チャンネル「大分銀行 myライフプラザ」を鶴崎支店内と鶴居支店跡地に開設することを予定しており、お客さまへのサービスと付加価値の向上に向けた必要な投資は今後も実施していく方針です。

事業の成果

● 当期の概要

厳しい経営環境の中、役職員一丸となって業績向上に努め、次のような結果となりました。

【預金等】

当期末の預金及び譲渡性預金の合計残高は、前期末に比べ2,829億円増加し3兆3,078億円となりました。

【貸出金】

当期末の貸出金残高は、前期末に比べ737億円増加し、1兆9,129億円となりました。

【有価証券】

当期末の有価証券残高は、前期末に比べ1,745億円増加し、1兆2,740億円となりました。

【損益状況】

経常収益は、株式等売却益が増加したものの、有価証券利息配当金、国債等債券売却益及び貸出金利息の減少等により、前期に比べ30億67百万円減少し、473億60百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損及び貸倒引当金繰入額が増加したものの、金融派生商品費用及び株式等償却の減少等により、前期に比べ4億49百万円減少し、418億7百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期に比べ26億18百万円減少し、55億52百万円となりました。

また、当期純利益は、特別損失の減少もあり、前期に比べ15億6百万円減少し、28億27百万円となりました。

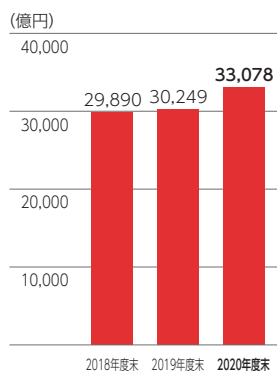
なお、2019年度にスタートした「中期経営計画2019」（2019年4月～2021年3月）において、次の経営目標を掲げ、その実現に取り組んでまいりました。当計画の達成度は下表のとおりです。

2020年度末における目標指標		2020年度実績
親会社株主に帰属する当期純利益	45億円	36億円
OHR	82.6%	72.4%
自己資本比率	10.07%	10.01%

主要な指標の推移

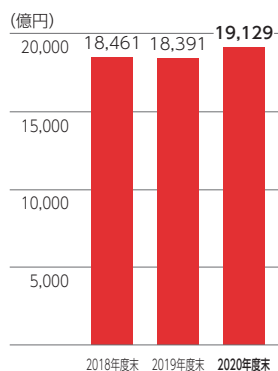
■ 預金等

33,078 億円
(前期比 +2,829億円)



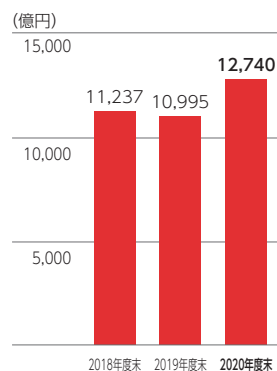
■ 貸出金

19,129 億円
(前期比 +737億円)



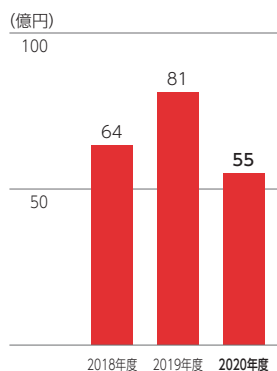
■ 有価証券

12,740 億円
(前期比 +1,745億円)



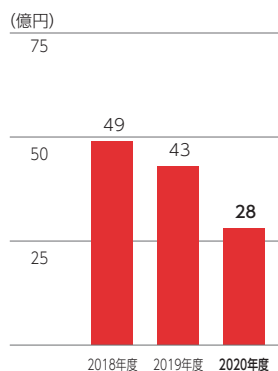
■ 経常利益

55 億円
(前期比 △26億円)



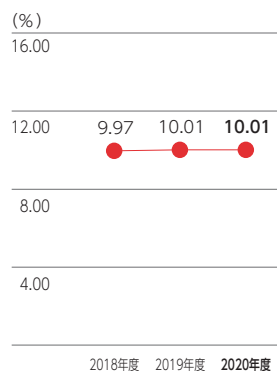
■ 当期純利益

28 億円
(前期比 △15億円)



■ 自己資本比率

10.01 %
(前期比 ±0%)



● 当行が対処すべき課題

コンプライアンスを大前提として、「中期経営計画2021」に取り組むことによって、地域と当行双方のサステナビリティ（持続可能性）を最大化していくことが、最大の課題であり、地域金融機関である当行の責務であると認識しております。

足元では新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、地域経済への影響が長期化しており、加えて、人口減少・少子高齢化や企業における人材の不足、後継者不足による中小企業の廃業増加等の社会的な課題にも直面しております。地域にとって大きな正念場を迎える中、基本戦略「地域特性を踏まえた金融・非金融サービスの提供」に基づく施策展開を中心に、引き続き地域のお客さま支援と地域課題の解決を通じたCSVの継続的進化に注力してまいります。

加えて、厳しい経営環境の中で地域と当行の持続可能性を高めていくため、生産性向上による経営体質の強化（一人あたり収益性の拡大）に継続して取り組みながら、並行してビジョン戦略「SDGsを羅針盤とした新たなビジネスモデルへの挑戦」に基づく新たなビジネスの創出と、それを実現する人財の確保・育成に注力してまいります。

地方銀行として収益を確保して存続を図っていく私企業であるとともに、持続可能な地域社会を創造する役割を担う、公益性の高い使命を全うし、地域と当行のサステナビリティの最大化を両立させていくことを通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまには、当行の取組みに対しまして、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,808,491	2,868,321	2,919,062	3,204,392
定期性預金	899,927	886,390	876,814	868,164
その他	1,908,564	1,981,930	2,042,247	2,336,227
貸 出 金	1,798,360	1,846,163	1,839,189	1,912,902
個人向け	470,680	483,702	504,594	540,033
中小企業向け	759,438	774,446	788,771	832,461
その他	568,242	588,015	545,824	540,408
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,073,392	1,123,775	1,099,559	1,274,095
国 債	170,149	127,061	138,419	172,152
その他	903,243	996,713	961,140	1,101,943
総 資 産	3,203,341	3,311,114	3,378,917	3,796,015
内 国 為 替 取 扱 高	19,185,899	19,829,305	19,992,107	19,958,442
外 国 為 替 取 扱 高	1,898 ^{百万ドル}	1,769 ^{百万ドル}	1,708 ^{百万ドル}	1,702 ^{百万ドル}
経 常 利 益	8,317	6,494	8,171	5,552
当 期 純 利 益	5,340	4,922	4,333	2,827
1株当たり当期純利益	339 ^円 47 ^銭	312 ^円 89 ^銭	275 ^円 34 ^銭	179 ^円 58 ^銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	60,966	61,696	60,805	57,709
経 常 利 益	9,304	7,782	9,330	6,767
親会社株主に帰属する当期純利益	5,976	5,759	5,081	3,615
包 括 利 益	8,012	6,868	△12,150	15,389
純 資 産 額	196,359	201,937	188,568	202,746
総 資 産	3,220,162	3,327,849	3,393,016	3,813,669

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当 年 度 末
従 業 員 数	1,626人
平 均 年 齢	37年 6月
平 均 勤 続 年 数	15年 3月
平 均 給 与 月 額	372千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、嘱託、臨時雇用員及び海外の現地採用者は含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く2021年3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数

	当 年 度 末
大 分 県	82店（うち出張所 6）
福 岡 県	6店（うち出張所 -）
宮 崎 県	2店（うち出張所 -）
熊 本 県	1店（うち出張所 -）
大 阪 府	1店（うち出張所 -）
東 京 都	1店（うち出張所 -）
合 計	93店（うち出張所 6）

- (注) 1. 上記のほかに、当年度末において事務所を1カ所、海外駐在員事務所を1カ所、店舗外現金自動設備を133カ所それぞれ設置しております。
 2. 大分県内82店には、店舗内店舗を含んでおります。なお、当年度においては、大分駅前支店がソーリン支店内に、東支店が本店営業部内に、滝尾支店が下郡支店内に移転統合しております。

② 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を下記の6カ所廃止いたしました。

<廃 止>

(株)住理工大分AE出張所、日本文理大学共同出張所、ハイパーモールメルクス宇佐共同出張所、マックスバリュ豊後高田店共同出張所、ホームワイド佐伯南店出張所、ホームワイド宮崎店出張所

① 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

② 銀行が営む銀行代理業務等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況**① 設備投資の総額**

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,826
---------------	-------

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器等	525

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
大銀ビジネスサービス株式会社	大分県大分市花園2丁目1番1号	文書等保管、現金等の精算・整理業務	百万円 20	% 100.00	—
大銀オフィスサービス株式会社	大分県大分市府内町3丁目4番1号	経理関係計算業務	20	100.00	—
大分リース株式会社	大分県大分市中央町2丁目9番22号	リース業	60	100.00	—
大分保証サービス株式会社	大分県大分市中央町2丁目9番22号	債務保証業	20	90.00 (10.00)	—
株式会社大分カード	大分県大分市中央町2丁目9番22号	クレジットカード業	50	41.18 (58.82)	—
大銀コンピュータサービス株式会社	大分県大分市城崎町2丁目6番31号	コンピュータ関連業務	30	30.00 (70.00)	—
株式会社大銀経済経営研究所	大分県大分市中央町2丁目9番22号	金融・経済の調査・研究、経営相談業務	30	25.00 (75.00)	—
大分ベンチャーキャピタル株式会社	大分県大分市東大道1丁目9番1号大分銀行宗麟館	ベンチャーキャピタル業	50	25.00 (65.00)	—

- (注) 1. 当行の連結対象会社は、上記の重要な子会社8社であります。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社による間接所有の割合であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
姫 野 昌 治 所有自社株式数：6,459株 (2021年3月31日現在)	取 締 役 会 長	監査部		
後 藤 富 一 郎 所有自社株式数：1,966株 (2021年3月31日現在)	(代表取締役) 取 締 役 頭 取	地域創造部（正）		
菊 口 邦 弘 所有自社株式数：1,667株 (2021年3月31日現在)	(代表取締役) 専 務 取 締 役	営業統括本部（除：融資部、 事業支援室）、 地域創造部（副）		
武 島 正 幸 所有自社株式数：1,774株 (2021年3月31日現在)	常 務 取 締 役	リスク統括部、融資部、 事業支援室、 営業統括本部（副）		
高 橋 靖 英 所有自社株式数：1,292株 (2021年3月31日現在)	常 務 取 締 役	経営戦略本部、秘書室、 関連会社		
岡 松 伸 彦 所有自社株式数：2,336株 (2021年3月31日現在)	常 務 取 締 役	市場金融部、事務統括部		
大 崎 美 泉 所有自社株式数：597株 (2021年3月31日現在)	(社外取締役) 取 締 役		国立大学法人大分大学 理事・副学長	
山 本 章 子 所有自社株式数：183株 (2021年3月31日現在)	(社外取締役) 取 締 役		学校法人道德学園 理事・評議員	
木 許 禎 所有自社株式数：1,032株 (2021年3月31日現在)	常 勤 監 査 役			
相 良 雅 幸 所有自社株式数：926株 (2021年3月31日現在)	常 勤 監 査 役			
岡 村 邦 彦 所有自社株式数：0株 (2021年3月31日現在)	(社外監査役) 監 査 役		弁護士、 岡村法律事務所、 株式会社ジョイフル 社外監査役	
河 野 光 雄 所有自社株式数：0株 (2021年3月31日現在)	(社外監査役) 監 査 役		公認会計士、 河野公認会計士事務所、 株式会社ジョイフル 社外監査役	

(注) 1. 大崎美泉氏、山本章子氏、岡村邦彦氏及び河野光雄氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。岡村邦彦氏が代表を務める企業等と当行との間に通常の銀行取引がありますが、取引金額は少額であり、重要な取引には該当いたしません。

2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
常務取締役	田 中 秀 幸		2020年6月15日	辞任による退任
(社外取締役) 取締役	桑 野 和 泉		2020年6月24日	任期満了による退任
常勤監査役	衛 藤 秀 樹		2020年6月24日	任期満了による退任

3. 当行の社内監査役は銀行員として業務に精通しており、社外監査役も各々が弁護士や公認会計士として十分な経歴を持っているなど、財務、会計及び法務に関する十分な知見を有しております。

(参考) 1. 役員の主な対外的活動

地位・氏名	対外的活動における役職
取締役会長 姫 野 昌 治	大分経済同友会代表幹事、 一般社団法人九州経済連合会理事・副会長他
取締役頭取 後 藤 富一郎	一般社団法人大分県銀行協会会長他
専務取締役 菊 口 邦 弘	NPO法人大分ウォーターフロント研究会会長他
常務取締役 武 島 正 幸	公益社団法人ツーリズムおおいた理事他
常務取締役 高 橋 靖 英	大分県経営者協会副会長他

2. 当行は、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの役割と責任を明確化することによりコーポレートガバナンスの強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりであります。

職 名	氏 名
常務執行役員 別府支店長	甲 斐 一 義
常務執行役員 本店営業部長	佐 藤 泰 則
執行役員 市場金融部長	下ノ村 宏 昭
執行役員 法人営業支援部長	永 松 秀 基
執行役員 リスク統括部長	花 田 力 三
執行役員 中津支店長	黒 木 達 夫
執行役員 総合企画部長兼収益管理室長	池 田 雄
執行役員 人財開発部長	植 木 克 彦

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、2021年2月8日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

ロ. 方針の内容の概要

(イ) 基本方針

当行は、取締役（社外取締役を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、株主の長期的利益に連動するとともに、取締役の当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものであります。

取締役の報酬については、「確定金額報酬」、「役員賞与」及び「ストック・オプション報酬」で構成し、各報酬割合は、概ね6：3：1とします。社外取締役には、その役割と独立性の観点から「確定金額報酬」のみの支給とします。

(ロ) 確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額、役員賞与並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

①取締役及び社外取締役の確定金額報酬は月例の固定報酬として支給することとし、取締役の役員賞与は毎年一定の時期に支給することとします。取締役及び社外取締役の個人別の確定金額報酬並びに取締役の個人別の役員賞与の額は、その責務及び役割等に照らしたうえで、当行の業績を踏まえ、他社水準、従業員給与の水準等も考慮しながら、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、総合的に勘案して決定します。なお、その水準等については、適宜、環境変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとしします。

②非金銭報酬等として、株式報酬型ストック・オプションを付与します。非金銭報酬等は、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的とした報酬とします。なお、割当個数計算は、内規により定めた算出方法により、確定金額報酬の額に基づき毎年、一定の時期に支給します。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行の取締役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を除く）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションの額を年額70百万円以内（社外取締役を除く）と決議しております。

当行の監査役の金銭報酬の額は、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行においては、取締役会が取締役頭取後藤富一郎に対して、取締役及び社外取締役の個人別の確定金額報酬の額並びに取締役の担当業務を踏まえた個人別の賞与の評価配分を委任しております。

取締役頭取後藤富一郎は原案を指名・報酬委員会に諮問し、取締役会は指名・報酬委員会の報告を受けたうえで、個人別の報酬等（確定金額報酬・役員賞与）を決定しております。これらの原案策定を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、取締役頭取が最も適しているからであります。なお、株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会にて取締役（社外取締役を除く）の個人別の割当株式数を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	10人	259 (59)	171	—	28
監査役	5人	60	60	—	—

(注) 1. 非金銭報酬等として、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、取締役に対しては株式報酬型ストック・オプションを付与しております。当事業年度に係る当該株式報酬型ストック・オプションは、株式会社大分銀行第9回株式報酬型新株予約権であり、その内容は次のとおりです。

- ・新株予約権の割当日：2020年8月24日
- ・新株予約権の数：1,335個
- ・目的となる株式の種類及び数：当行普通株式 13,350株
- ・新株予約権の行使期間：2020年8月25日から2050年8月24日まで
- ・権利行使価格（1株当たり）：1円
- ・権利行使についての条件：新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

2. 上記には、2020年6月15日をもって退任した取締役1名、2020年6月24日開催の第214期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。

3. 報酬等の（ ）書さは、当事業年度に計上した役員賞与59百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
大崎美泉	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
山本章子	
岡村邦彦	
河野光雄	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
全ての取締役、監査役及び執行役員	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約により補填することとしております。 なお、被保険者の保険料負担割合は1割であり、当該保険契約には、故意又は重過失に起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大 崎 美 泉	国立大学法人大分大学 理事・副学長
山 本 章 子	学校法人道德学園 理事・評議員
岡 村 邦 彦	岡村法律事務所、弁護士、株式会社ジョイフル 社外監査役
河 野 光 雄	河野公認会計士事務所、公認会計士、株式会社ジョイフル 社外監査役

(注) 当行と上記の法人等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大 崎 美 泉	2年9か月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち18回に出席。	当事業年度中の取締役会において、国立大学法人大分大学の理事兼副学長としての幅広い経験と同大学経済学部教授や学部長を歴任した学識者としての専門知識を踏まえ、当行が抱える課題の本質を把握したうえで、適時適切に経営陣に対する意見表明等を行っております。
山 本 章 子	9か月	就任後開催された取締役会16回すべてに出席。	当事業年度中の取締役会において、これまでの長年にわたる地方行政等の経験と地域での産業育成や女性の活躍推進等その十分なる知見を踏まえ、当行が抱える課題の本質を把握したうえで、適時適切に経営陣に対する意見表明等を行っております。
岡 村 邦 彦	4年9か月	当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席、監査役会24回すべてに出席。	当事業年度中の取締役会等において、弁護士としての専門知識を踏まえ、意見表明を適宜行っております。
河 野 光 雄	1年9か月	当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席、監査役会24回すべてに出席。	当事業年度中の取締役会等において、公認会計士としての専門知識を踏まえ、意見表明を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	26	—

- (注) 1. 支給人数及び銀行からの報酬等には、2020年6月24日開催の第214期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
 2. 当該社外役員については、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しておりません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 30,000千株

発行済株式の総数 16,243千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,569名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	866千株	5.50%
明治安田生命保険相互会社	689	4.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	688	4.37
日本生命保険相互会社	510	3.24
大分銀行行員持株会	377	2.39
大同生命保険株式会社	263	1.67
株式会社佐伯建設	201	1.28
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	200	1.27
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	194	1.23
株式会社アステム	191	1.21

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式を498千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 増村 正之 指定有限責任社員 宮寄 健	55	(非監査業務) システムリスク管理態勢の外部評価にかかる業務の報酬等が11百万円あります。 (報酬等について監査役会が同意した理由) (注) 2

- (注) 1. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は72百万円であります。
2. 監査役会は、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料と報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や過去の監査実績、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠を検討した結果、当該報酬額は妥当であることを確認のうえ、同意しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人に法令等違反や、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断できる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことにする議案の内容を決定いたします。

第215期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		47,360
資金運用収益	32,850	
貸出金利息	20,277	
有価証券利息配当金	12,430	
コールローン利息	△ 0	
預け金利息	137	
その他の受入利息	5	
役務取引等収益	8,331	
受入為替手数料	2,725	
その他の役務収益	5,605	
その他業務収益	1,213	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,213	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,964	
株式等売却益	4,213	
金銭の信託運用益	63	
その他の経常収益	687	
経常費用		41,807
資金調達費用	524	
預金利息	255	
譲渡性預金利息	125	
売現先利息	68	
債券貸借取引支払利息	39	
借用金利息	17	
金利スワップ支払利息	18	
役務取引等費用	2,300	
支払為替手数料	918	
その他の役務費用	1,382	
その他業務費用	6,698	
外国為替売買損	366	
国債等債券売却損	5,466	
金融派生商品費用	865	
営業経費	27,548	
その他経常費用	4,735	
貸倒引当金繰入額	3,436	
貸出金償却	0	
株式等売却損	960	
株式等償却	278	
その他の経常費用	60	
経常利益		5,552
特別利益		87
固定資産処分益	87	
特別損失		528
固定資産処分損	73	
減損損失	454	
税引前当期純利益		5,111
法人税、住民税及び事業税	2,716	
法人税等調整額	△ 431	
法人税等合計		2,284
当期純利益		2,827

第215期末(2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	512,688	預 金	3,195,807
買入金銭債権	3,914	譲渡性預金	99,082
金銭の信託	19,946	債券貸借取引受入担保金	19,142
有価証券	1,269,941	借 用 金	229,804
貸 出 金	1,906,882	外 国 為 替	35
外 国 為 替	12,609	そ の 他 負 債	44,541
リース債権及びリース投資資産	15,822	賞 与 引 当 金	1,119
そ の 他 資 産	48,616	退職給付に係る負債	6,725
有形固定資産	30,459	役員退職慰労引当金	27
建 物	5,236	睡眠預金払戻損失引当金	1,383
土 地	20,530	繰延税金負債	736
リ ー ス 資 産	25	再評価に係る繰延税金負債	4,319
建設仮勘定	16	支 払 承 諾	8,196
その他の有形固定資産	4,650	負 債 の 部 合 計	3,610,922
無形固定資産	1,084	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	970	資 本 金	19,598
その他の無形固定資産	113	資 本 剰 余 金	13,771
退職給付に係る資産	11,488	利 益 剰 余 金	143,043
繰延税金資産	965	自 己 株 式	△ 2,254
支払承諾見返	8,196	株 主 資 本 合 計	174,159
貸 倒 引 当 金	△ 28,945	その他有価証券評価差額金	18,093
		繰延ヘッジ損益	471
		土地再評価差額金	8,664
		退職給付に係る調整累計額	1,025
		その他の包括利益累計額合計	28,255
		新 株 予 約 権	266
		非 支 配 株 主 持 分	65
		純 資 産 の 部 合 計	202,746
資 産 の 部 合 計	3,813,669	負債及び純資産の部合計	3,813,669

第215期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益	57,709	
資金運用収益	33,816	
貸出金利息	21,241	
有価証券利息配当金	12,431	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 0	
預け金利息	137	
その他の受入利息	5	
役務取引等収益	9,113	
その他業務収益	9,812	
その他経常収益	4,967	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	4,967	
経常費用	50,942	
資金調達費用	542	
預金利息	255	
譲渡性預金利息	124	
売現先利息	68	
債券貸借取引支払利息	39	
借入金利息	35	
その他の支払利息	19	
役務取引等費用	2,300	
その他業務費用	14,120	
営業経費	29,019	
その他経常費用	4,958	
貸倒引当金繰入額	3,622	
その他の経常費用	1,336	
経常利益	6,767	
特別利益	87	
固定資産処分益	87	
特別損失	530	
固定資産処分損	75	
減損損失	454	
税金等調整前当期純利益	6,323	
法人税、住民税及び事業税	3,139	
法人税等調整額	△ 433	
法人税等合計	2,706	
当期純利益	3,617	
非支配株主に帰属する当期純利益	2	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,615	

■ 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 大分銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増 村 正 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 健 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大分銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第215期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

Ⅰ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 大分銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増 村 正 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大分銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大分銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第215期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

株式会社 大分銀行 監査役会

常勤監査役 木 許 禎 ㊞

常勤監査役 相 良 雅 幸 ㊞

社外監査役 岡 村 邦 彦 ㊞

社外監査役 河 野 光 雄 ㊞

以 上

大分銀行のSDGsに対する考え

私たち大分銀行は、SDGsの達成について主体的に貢献すべきと考えています。そのため、自分たちがステークホルダーに提供するサービスやCSR活動と、SDGsの掲げる17の目標が、どのように関連しているのかについて議論・検討し、該当

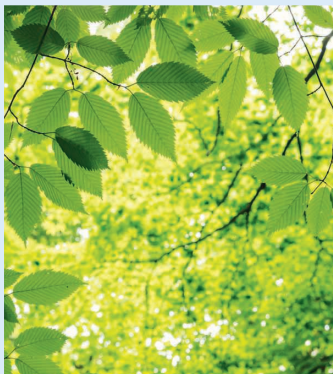
大分銀行のSDGs達成に向けた取り組み



「国立公園オフィシャルパートナーシップ」締結

環境省と協力して、国立公園の美しい景観と魅力を世界に向けて発信する。国内外からの国立公園利用者の拡大を図り、自然環境保全への理解を深め、国立公園の所在する地域の活性化に繋げる。

◀小泉進次郎環境大臣との記念撮影



SDGsに取り組む企業を応援する「SDGs私募債」

SDGs達成に向けて積極的に取り組む企業を支援する「大分銀行SDGsエコ私募債」「大分銀行SDGs寄付型私募債」の取り扱いを開始。（「大分銀行SDGs寄付型私募債」は2020年8月に寄付先に医療機関や医療支援関連の公共機関・団体等を追加、2021年3月にSDGs達成に資する取り組みを行っている非営利目的の法人等を追加）



✓ SDGs（エスディージーズ）とは？

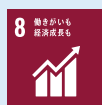
Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2030年までに、すべての人々にとって、より良い世界をつくるために最も必要な17のグローバル目標を示します。SDGsの目標はお互いに関連しており、誰ひとり置き去りにしないために、期限までに各目標を達成することが重要です。なお、

する目標を中期経営計画や各事業戦略に組み込む形で企業活動を行っております。
SDGs達成に向けた大分銀行の取り組みの一部をご紹介します。



障がい者アートを商業化

地域商社OitaMadeと連携し、障がい者アートの商業化に取り組む。作品をあしらった商品を企画・販売し、事業者による作品の利用を促進することで、アーティストもデザイン提供が収入となり、経済的自立の実現に繋げていく。



◀ 障がい者アート作品をパッケージに採用した商品 (チョコレート)



「SDGs推進等の連携・協力に関する覚書」の締結

協定に基づき、日本政策投資銀行と環境保全やエネルギーの関連で協調融資を推進する。政府系金融機関と民間金融機関が連携・協力し、それぞれの強みやノウハウを共有することで地域のお客さまの利便性向上に努める。



◀ 株式会社日本政策金融公庫大分支店・別府支店と「SDGs推進等の連携・協力に関する覚書」を締結

このSDGsは全国連加盟国（193か国）に採択されており、各国の国内における達成目標を設定し、定期的なモニタリングが定められるなど、世界中の人々が力を合わせて積極的に課題解決を推進していくことも特徴です。

Q & A

よくある**質問**について
お答えいたします。

Q1 2021年3月期の**業績**について教えてください。

A

- (1) 2021年3月期決算は、減収減益決算となりました。
- (2) 経常収益は、株式等売却益が増加したものの、有価証券利息配当金、国債等債券売却益および貸出金利息がそれぞれ減少したことから、前期対比で30億円減少しました。
- (3) 経常費用は、国債等債券売却損および貸倒引当金繰入額が増加したものの、金融派生商品費用および株式等償却が減少したことから、前期対比で4億円減少しました。
- (4) 経常利益は、経常収益の減少により、前期対比で26億円減少しました。
- (5) 当期純利益は、特別損失（減損損失）の減少もあり、前期対比15億円の減少となりました。

Q2 「**中期経営計画2019**」の**取組結果**について
教えてください。

A

- (1) 地域密着型金融の実践に全行一丸となって取り組む中で、お客さまの真のニーズに応える活動を継続して実践しましたが、「中期経営計画2019」の3つの計数目標のうち、「連結当期純利益」「自己資本比率」の2項目が未達となりました。「連結当期純利益」については、銀行単体決算において、2020年度の当期純利益が計画を下回ったことによるものです。「自己資本比率」については、2020年度の当期純利益が計画を下回ったことに加えて、県内の中小企業や個人のお客さまへの円滑な資金供給に積極的にお応えしたことなどから、リスク・アセット

A

が増加したことによるものです。

- (2) 2021年度においては、新たに掲げた長期ビジョンならびに中期経営計画2021に基づき、引き続き地域に根差したサービスを実践し、高い付加価値を生み出していくことによって地域と一体となった成長、発展を実現してまいります。

Q3

株主還元・配当の**考え方**について教えてください。

A

- (1) 当行は、銀行業としての公共性に鑑み、長期的かつ安定的な経営基盤の強化と経営の効率化ならびに内部留保の充実による財務体質の強化に努めている中、安定配当を継続実施していくことを株主の皆さまへの利益還元の基本方針としております。
- (2) 利益還元につきましては、当期の利益水準や自己資本の充実度等を勘案しながら水準を決定し、安定的な配当を主体に実施してまいります。なお、2021年3月期の配当につきましては、一株当たり年間配当金80円とさせていただきます。
- (3) 今後につきましても、蓄積した内部留保をお客さまの利便性やサービスの向上、当行の収益向上および経営の効率化等に活用し、経営基盤の一層の強化を図ると共に、安定的かつ継続的な株主の皆さまへの利益還元に取り組んでまいります。

Q4

新たな経営戦略・経営計画について教えてください。

A

- (1) 当行では、経営理念の実践のために、2011年に地域密着化戦略に基づく期間10年の長期経営計画を策定し、「商人の心が溢れ、地域社会の発展に貢献する絶大な存在感を持った銀行」を目指して、4次に亘る中期経営計画を組成し取り組んできました。直近の2019年度からの2年間においては、その最終ステップとして、基本方針を「CSV（※）の進化」と定めた「中期経営計画2019」に取り組んでまいりました。
- （※）Creating Shared Value：地域と当行の共有価値の創造
- (2) 2021年度からは、新たな「中期経営計画2021」の実践にあたり、自然災害やコロナ禍等の不確実性の高い環境下において、地域・当行の持続可能性を高めていくために、10年後を見据えた姿として「地域の持続可能性を高める価値創造カンパニー」を新たに長期ビジョンとして掲げました。当行グループ一体となって「顧客・経済・社会・環境」の4つの価値の創造に取り組み、地域のエコシステムを構築し地域価値を創造しながら、地域と当行の共存と、持続可能性を追求する新たなCSVの創造を目指します。

A

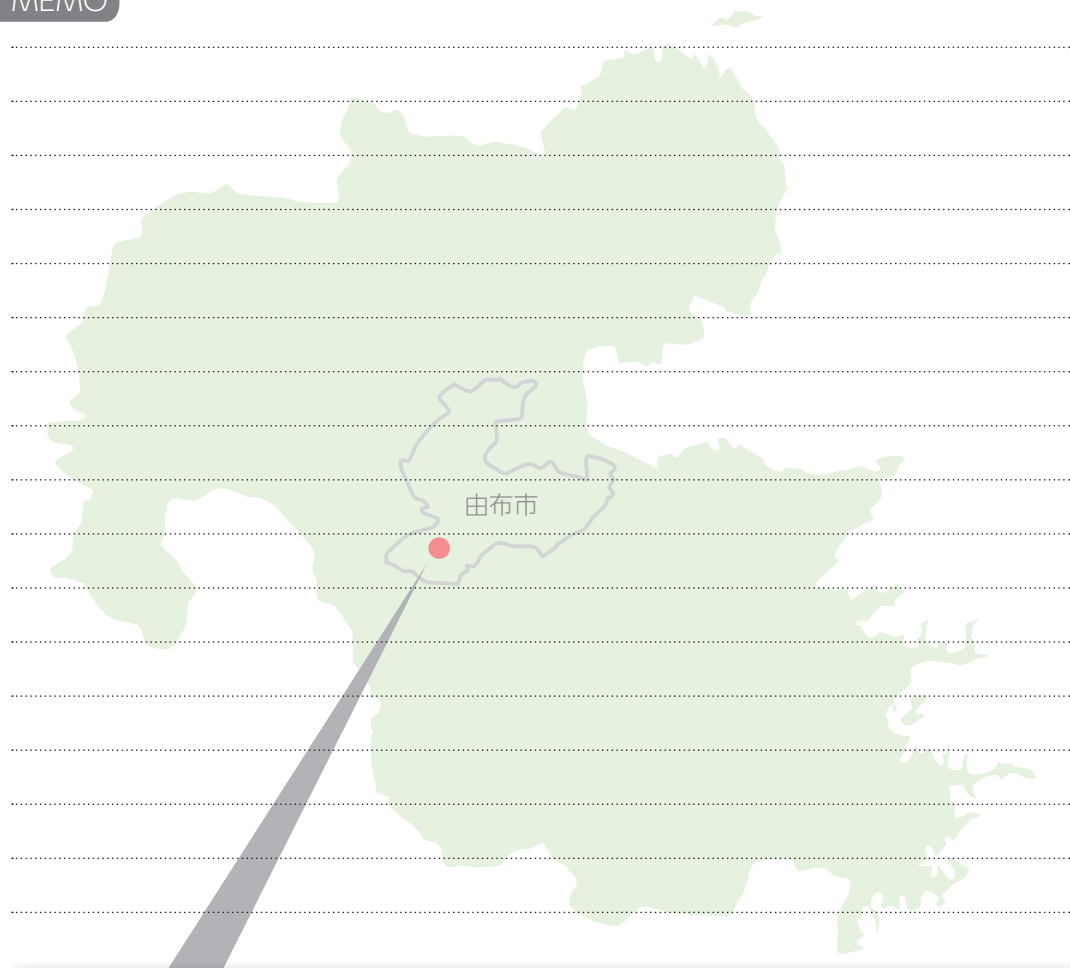
- (3) そのうえで、「中期経営計画2021」は、長期ビジョン実現に向けたファーストステップと位置づけ、「未来を見据えた変革への挑戦」を基本テーマに、「地域特性を踏まえた金融・非金融サービスの提供」を図る基本戦略と「SDGsを羅針盤とした新たなビジネスモデルへの挑戦」を図るビジョン戦略の2軸で戦略を展開してまいります。

Q5

SDGs (持続可能な開発目標) の取組状況について教えてください。

A

- (1) 「中期経営計画2021」では、長期ビジョンの実現に向けて、「SDGs」を当行の経営モデル・地域支援モデルに組み込み「新たなCSVの創造」と「地域価値の創造」の2つの方向性を定めて取り組んでまいります。
- (2) 直近では、環境省との「国立公園オフィシャルパートナーシップ」の締結や、SDGs達成に向けて積極的に取り組む企業を支援するSDGs私募債（2種類）の取り扱いの開始、障がい者アートの商業化などの取り組みを推進しています。
- (3) また、2021年4月からは、SDGsへの取組みを強化するため、広報グループを「広報・SDGsグループ」に改称しました。今後もより一層SDGs達成に向けた活動を推進してまいります。



表紙の写真 男池湧水群（大分県由布市阿蘇野）

阿蘇くじゅう国立公園内に位置する湧水群で日本名水百選に選ばれています。九重連山の黒岳から湧き出る湧水は1日約2万トンにも及び、水温は年間を通じて12.6℃を保っています。すぐそばに黒岳の原生林があり、遊歩道なども整備されているので、トレッキングや森林浴も楽しめます。



株主総会会場 ご案内図

会場

大分県大分市府内町3丁目4番1号

大分銀行本店
7階 大会議室

会場までの
アクセス



JRをご利用の場合

JR「大分駅」下車

府内中央口(北口)より徒歩10分



バスをご利用の場合

大分バス・大分交通「竹町」下車

徒歩1分

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

2019年10月1日より、「建物内禁煙」「就業時間内禁煙」を実施しています。株主総会会場を含む建物内に喫煙場所はありません。



株式会社大分銀行

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。